

令和7年度愛媛県 I T人材獲得支援事業費補助金 Q & A

1 補助金の対象となる I T人材とは、どのような人材を指すのか。

愛媛県外在住の者で、国内人材にあつては、I T企業又は一般事業会社の情報システム部門において I T関連業務に1年以上従事した経験を有する I Tエンジニアをいいます。外国人材にあつては、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の上覧の技術・人文知識・国際業務の在留資格をもって在留する I Tエンジニアをいいますが、あわせて申請時に提出いただく雇用契約書や履歴書等から、従事予定業務や専門分野等も確認させていただきます。

2 どのような経費が補助金の対象となるのか。

人材紹介事業者に支払う紹介手数料及び企業が負担する人材受入れにかかる経費が対象となります。

人材受入れにかかる経費は、来県にかかる旅費や引越し等の経費を想定しています。また、海外から人材を獲得する場合は、渡航費や在留資格申請にかかる経費、住居確保にかかる手数料等を想定しています。ただし、家財など、物品の購入については対象となりません。

なお、いずれも本補助金を申請する企業が、経費を負担する場合に限りします。

3 申請時には、どのような書類の提出が必要となるのか。

様式第1号（別紙1～4含む）に加え、次の書類の提出をお願いします。

- 3か月以内に発行された申請者の納税証明書（県税に未納がないことを証明する書類）
- 会社概要（パンフレットなど会社の活動の概要が分かるもの）
- 人材紹介事業者等に申請者が申込みをしたことを証する書類（契約書、申込書等の写し）
- I T人材との雇用契約を証する書類（契約書等の写し）
- I T人材の履歴書及び職務経歴書
- 【外国人材の場合】国内で就労可能な在留資格を有することが確認できる書類（在留カード等の写し）

その他、ご不明な点ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

公益財団法人えひめ産業振興財団 経営支援課

TEL : 089-960-1112（直通）

E-Mail : projinzai@ehime-iinet.or.jp